第

5075

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 9月 26日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 一般贈与と特例贈与がある場合

○ : 来年から贈与の制度が変わりますが、 一般贈与と特例贈与がある場合、贈与税額は どのように計算することになるのですか?

A:次のように計算します。

【解説】

平成25年度の税制改正で、直系尊属から20 歳以上の者(子や孫)に対する贈与(特例贈与) が新設され、平成27年分の贈与からは、暦年 課税の贈与は、これまでの贈与(一般贈与)と 特例贈与の2本立てになり、別々の税率表を 適用することとなりました。

特例贈与は、一般贈与に比べて贈与税率が 低くなっています。

ところで、同一年分に一般贈与と特例贈与 を受けた場合の贈与税額の計算ですが、これ については、次のように計算することとなっ ています。

- ①一般贈与について贈与税額を計算する(A)
- ②特例贈与について贈与税額を計算する(B)
- ③(A)を次の算式に基づいて按分する (A)×一般贈与財産の価額÷合計贈与価額 = (C)
- ④(B)を次の算式に基づいて按分する (B)×一般贈与財産の価額÷合計贈与価額 = (D)
- ⑤納めるべき贈与税額 贈与税額=(C)+(D)







